

【計量法の規制の内容について】

Q 1. 子メーターについて教えてください。

A 1. 子メーターとは正式には「証明用電気計器」といい、貸しビルやアパート等で、一括して電力会社に支払っている電気料金を、各テナントや入居者の電気の使用量に応じて配分するために用いられる電気メーターのことをいいます。電気料金の取引等に使用する電気メーターは、計量法第 16 条において、有効期限の切れたものや検定品以外のものを、使用することを禁じています。

Q 2. 最近、出入りの電気屋さんから、テナントに電気料金を請求する際に使用している、電気メーター（子メーター）の有効期限が近づいていると指摘されました。電気メーターは有効期限が切れた場合、必ず取り替える必要があるのでしょうか。

A 2. 取引又は証明に使用する電気メーター（子メーター）は、前述のとおり、計量法第 16 条において、有効期限の切れたものや検定品以外のものを、使用することを禁じています。有効期限が切れる前に交換いただきますようお願いします。

Q 3. 有効期限が切れた子メーターを使用した場合、罰則はあるのでしょうか。

A 3. 計量法の第 172 条には、「6 ヶ月以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」とあります。

【検定ラベル（検定証印）、適合ラベル（基準適合証印）の有効期限表示について】

Q 4. 検定ラベルや検定証に有効期限が表示されていますが、西暦でしょうか元号なのでしょうか。

A 4. 有効期限については、検定ラベル、適合ラベルとも元号又は西暦で表示がされています。

※2018年12月までに貼られたラベルの有効期限の年は元号（平成）で表示

2019年1月から貼られたラベルの有効期限の年は西暦で表示

なお、日本電気計器検定所が検定した場合は、検定ラベルが貼付され、指定製造事業者や指定外国製造事業者の基準適合検査に合格した場合は、適合ラベルが貼付されています。

Q 5. ビル経営をしており、テナントに電気料金を請求するために子メーターを設置しています。子メーターが適合したものか、どこを見れば良いのでしょうか。

A 5. 前述のとおり、前面に貼付の検定ラベル、適合ラベルを確認してください。

【子メーターの取り替えについて】

Q 6. 賃貸マンションに設置されている、子メーターの有効期限が切れているのですが、取り替えは誰がするのでしょうか。

A 6. 子メーターの取り替え義務は、一般的には、メーターの所有者となっている場合が多いようです。ただし、入居契約で定めている場合もありますので、マンション

管理者に問い合わせして下さい。

Q 7. 子メーターの取り替えについて、具体的にはどのような方法があるのでしょうか。

また、費用はどのくらいかかるのでしょうか。

A 7. 子メーターの取り替えについては、検定済みの新品（又は修理品）との計器に取り替える方法と、今まで使用していた計器を修理して検定を受けてから取り替える方法などがあります。費用の考え方については、検定済みの新品や修理品の計器に取り替える場合は、大きく作業費とメーター費となります。また、使用中のメーターを修理に出す場合は、メーターの修理費と修理期間中の仮メーターの賃貸費があります。まずは出入りしている電気工事業者等に相談下さい。

【国等の取組について】

Q 8. 国等においては、計量法に基づく子メーターについて、どのような取り組みをしているのでしょうか。

A 8. 近畿経済産業局と日本電気計器検定所では、平成 4 年から「関西地区証明用電気計器対策委員会」を設置し、子メーターの受検促進を目的とした活動を続けております。また、委員会のメンバーである自治体やビル関係団体、子メーターの設置工事を行う事業者の団体等を通じてチラシやポスターによる啓発活動や、子メーターを設置している事業者団体等に対してアンケート調査を実施するなど、幅広い活動を行っています。